

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

犬山市協働プラザを拠点にした人材育成で地域の資源の活用、課題解決事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県犬山市

3 地域再生計画の区域

愛知県犬山市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市はかつて市民活動支援の取組みを先進的に進めてきたが、現状山積している地域課題の要因は複合的であり、解決していくためには市民活動のみならず、多様なセクターの連携、協働が不可欠である。しかしながら、現状それらは個別に機能しており、地域課題を中心に据え、構造を整理し、取り組みを進めるための機関が存在していないため、課題とプレイヤーの間を取り持つ中間支援機能の強化と担い手の育成が課題となっている。また、既存の中間支援機能を担ってきた市民活動支援センターは、市民活動団体の支援が主であったため、まちづくりにおいて重要な役割を果たす地縁組織とのつながりが希薄であり、つながりを構築していくことが必要である。

さらに、大学等で実施される地域連携事業や、市内に立地する事業所の社会貢献活動なども少しずつ活性化してきており、まちづくりのプレイヤーともなり得るこれらの動きを促進し、日々変化するまちの状況を把握しながら、情報を収集し続けていく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

H29～R1に実施した「市民がまちを創る！人材活躍の場づくり事業」において、人材の発掘と可視化（地域資源バンクの構築）、それらの人材が未来の

まちづくりについて対話を行う場の創設（フューチャーセッション@犬山の開催、参加者の自主グループ「いぬやま倶楽部」の結成）、地域における課題解決事業の実践（地域の課題解決モデル事業によるノウハウの蓄積）を行った。これらの新たな人材や、実践から得られたノウハウを基に、今後犬山市のまちづくりの「仕組み」として運営していく拠点「犬山市協働プラザ」を市民活動支援センターに代わって創設し、地域の課題解決に向けたまちづくりの取り組みを積み上げながら運営を確立させる。また、他の分野や市内の他地域へも取り組みを展開し、連携、協働による地域課題の解決や、地域資源を活用した事業展開が各方面でなされていくことを目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
犬山市協働プラザの一連の仕組みから生み出される事業件数（件）	0.00	1.00	1.00
地域資源バンクの登録件数（件）	0.00	60.00	60.00
犬山市協働プラザの相談対応件数（件）	0.00	30.00	30.00
犬山市協働プラザの自主事業の実施に伴う収入額（円）	0.00	130,000.00	280,000.00

2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
1.00	3.00
60.00	180.00
40.00	100.00
100,000.00	510,000.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

犬山市協働プラザを拠点にした人材育成で地域の資源の活用、課題解決事業

③ 事業の内容

本事業は、上記課題に対応するため、総合的なまちづくりのエンジンとなる拠点「犬山市協働プラザ」を設置、運用するものである。H29から取り組んできた前身事業の土台を活かし、情報を収集・発信し、対話の場によって新たなアイデアを生み出し、地域の課題解決につながる事業が企画・実施されていく一連の仕組みを構築する。多様な人材や団体が入りし、活動の拠点や情報交換が可能となる空間を提供すると共に、地域資源の情報をより広範囲に、アウトリーチを基本として収集し続け、資源とプレーヤーをつなぐ、また実践された事例のノウハウを提供するための情報発信や相談機能を有する拠点となる。

また、全国の市町村にも中間支援機能を担う施設は設置されているが、連携の機会が限られているため、他市町の間支援機関とも学習交流会として情報交換を行いながら、中間支援人材を育成していく。

加えて、現在山積している地域課題の分野は多岐にわたり、各地域で活躍する人材についても育成が必要となっている。そのため、他の人材育成メニューについても実施していき、多面的に事業を推進していく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

犬山市協働プラザの運営においては、運営事業者の自主事業収入により、運営資金の確保に努める。また、運営主体の人材育成を行うことで、将来的には行政からの他の事業受託も見込んでいる。

【官民協働】

犬山市協働プラザの運営については公設民営を取り入れ、効果の高い

施設運営や柔軟な対応を可能にし、市内の多様な社会的活動を横断的に促進するという効果を見込んでいる。また、自主事業の実施による事業収入を可能にしている。

【地域間連携】

全国の市町村にも中間支援機能を担う施設は設置されているが、連携の機会が限られている。他市町の中間支援機関とも学習交流会として情報交換を行いながら、運営のノウハウや課題等を共有し、中間支援人材を育成していく。

【政策間連携】

多文化共生、子育て支援、高齢者福祉など、分野を問わず社会的活動の総合相談窓口となり、行政の各所管課や関係機関、その他地域の多様なプレイヤーとの連携を可能にする。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

（第2期）地方版まちひとしごと創生総合戦略を審議している犬山市総合計画審議会にて、KPIの達成状況をもとに、毎年PDCAサイクルに基づく効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

犬山市総合計画審議会委員などで組織する予定。

【検証結果の公表の方法】

検証結果は、市公式ホームページにより公表を行う。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 55,447千円

- ⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

- ⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。